

第1部 川崎市における小規模保育事業（A・B 型）及び事業所内保育事業の運営等につ いて



資料1-1

川崎市的小規模保育事業（A・B型） 及び事業所内保育事業の認可・運営 基準について

第1部
川崎市における小規模保育事業A型及び
B型並びに事業所内保育事業の運営等について

川崎市の小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

川崎市で運営する場合には、

- ・川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例

(以下「認可基準条例」という。)

- ・川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

(以下「運営基準条例」という。)

- ・川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱

(以下「取扱要綱」という。)

に基づき、運営していただく必要があります。

第1部
川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

① 利用定員について

- ▶ 利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として、認可定員の範囲内で定めること
- ▶ 運営基準条例第37条に下限人数と利用定員を定める区分が規定されており、同条例第48条及び取扱要綱第3条に、次のとおり定員の遵守及び弾力化等について規定しております。

・特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

・連続する過去2年間常に実際の利用者が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合は、認可定員及び利用定員の見直しを協議するものとする

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

② 設備の基準について

（認可基準条例第31条・36条・47条・52条）

- ▶ 乳児又は2歳に満たない幼児を入所させる場合には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- ▶ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は1歳児1人につき、3. 3m²以上とすること。
- ▶ 2歳以上児を入所させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備及び便所を設けること。
- ▶ 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上児1人につき、1. 98m²以上とし、屋外遊戯場の面積は、2歳以上児1人につき、3. 3m²以上とすること。
- ▶ 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）には、保育に必要な用具を備えること。
- ▶ 保育室等を2階以上に設ける場合には、建築基準法上の耐火建築物であること、二方向避難等が確保されていること、乳幼児の転落事故防止設備が設けられていること等の要件が具備されていること。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

③ 職員の配置について

（認可基準条例第32条・35条・48条・51条、取扱要綱第19条・25条・26条）

▶ 保育従事者（※）、嘱託医、調理員のほか、管理者を置くこと。

※小規模保育事業A型・事業所内保育事業（A型・保育所型）は、全員が保育士。

小規模保育事業B型・事業所内保育事業B型は1/2以上が保育士とし、そのほかの保育従事者は子育て支援員研修の地域型保育コースを修了していること。

▶ 保育従事者数は、乳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人以上とし、各区分に定める数の合計数に1を加えた（※）数以上とすること。

※事業所内保育事業（保育所型）は1を加えない。

▶ 管理者は、給付上の管理者の要件を満たすものとし、保育士資格を有する者とすること。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

- ▶ 保育士の数の換算方法と配置は、年齢別の実員を各配置基準で除して、小数点第2位以下を切捨て、各々を足し小数点以下四捨五入したものに1を加えた人數（※）を常勤にて配置するものとする。

※事業所内保育事業（保育所型）は1を加えない。ただし、その他国基準保育士として、「定員20人以上の場合に1人」「標準時間認定児を受け入れる場合に1人」を配置するものとする。

- ▶ 加えて、市の加配のための年休代替保育士として、各施設1人を常勤にて配置するものとする。

※事業所内保育事業(保育所型)については上記の市の加配職員に加えて、市加配保育士として（当面の間は）、年齢別の利用定員または実員を年齢別配置基準で除して小数点第2位以下を切捨て小数点第1位までを求めて得た数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数で、利用定員または実員に係る当該数のいずれか多い方の数を4で除して小数点第1位を切上げて得られる数を休憩休息保育士として常勤にて配置するものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

- ▶嘱託医は、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。（取扱要綱第6条）
- ▶上記のほか、保健師又は看護師及び栄養士を配置するよう努めるものとする（保育所型事業所内保育事業は各施設1人以上常勤での配置に努めるものとする）。
その場合、保健師、看護師又は准看護師を1人まで保育士として数え、調理員として、栄養士を数えることができるものとする。

第1部
川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

④ 障害児保育について

（取扱要綱第9条）

- ▶ 障害児の受入れは全施設で実施するものとする。
- ▶ その受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定する。
- ▶ 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では、受入れ困難な場合には、職員の加配等を行うものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑤ 開所日・開所時間等について

（認可基準条例第33条・36条、取扱要綱第20条、21条、24条、27条）

- ▶ 開所日は、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日を原則とする。（事業所内保育事業を除く）
- ▶ ただし、土曜の保育については、1人でも利用希望がある場合には開所するものとし、1人も利用希望がない場合には開所を要しないものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

- ▶ 開所時間は、11時間を原則とし、7時～18時又は7時30分～18時30分のいずれかとする。
- ▶ 新制度下においては、事業所ごとに、短時間認定の児童を受入れる「中心となる8時間の保育時間（以下「コアタイム」という。）」を定めなければならないこととなっており、本市では、8時30分～16時30分と9時～17時のいずれかとする。
- ▶ 各入所児童の保育時間については、福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、標準時間認定の場合は11時間の開所時間の範囲内で、短時間認定の場合は8時間のコアタイムの範囲内で各管理者が定めるものとする。
- ▶ ならし保育中の保育時間については、子どもが施設での生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くならないよう配慮するものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑥ 延長保育について

- ▶ 新制度上、子ども・子育て支援法第59条第2号に定める「時間外保育」として位置づけがなされている。
- ▶ 本市の小規模保育事業所の延長保育時間は、開所時間の違いにより、原則、次のとおりとなる。

«事例1»

開所時間 7:00～18:00	延長保育時間 18:00～20:00
--------------------	-----------------------

«事例2»

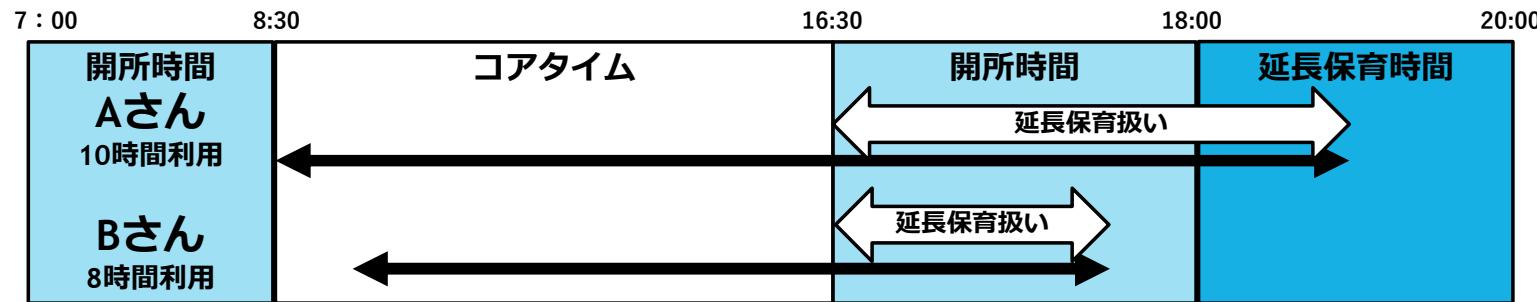
延長保育時間 7:00～7:30	開所時間 7:30～18:30	延長保育時間 18:30～20:00
---------------------	--------------------	-----------------------

第1部
川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

- 短時間認定児がコアタイムの時間外で保育を必要とする場合にも、延長保育扱いとなる。

＜短時間認定児の延長保育イメージ＞



- 具体的な延長保育の利用の可否及び延長時間の設定にあたっては、保育必要量の認定に関わらず、各利用者の就労や通勤の時間等を加味して、利用の可否と必要と認められる時間を施設長が判断し、決定するものとする。
- 延長保育時間の職員配置については、利用児童の年齢別の人數に応じて、開所時間内と同じ職員配置基準（最低、保育士2人）によるものとするが、その雇用形態は、責任をもって対応できるものであれば、常勤職員に限らないものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

- ▶ 延長保育料は、市が定める月額料金によるものとし、次のとおりとする。

延長保育時間	30分	1時間	1時間30分	2時間	※以降30分ごとに+1,000円とする。 ※生保世帯・市民税非課税世帯は免除とする。
延長保育料	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	

- ▶ 延長保育のスポット利用（日単位の利用）については、施設によって実施可能とする。なお、その際のスポット利用料については、1日につき30分単位で500円をガイドラインとする。
- ▶ 延長保育時の補食等については、開所時間後の延長保育においては、提供することとし、開所時間前と短時間認定児の開所時間内の延長保育においては、提供を要さないものとする。なお、その提供に要する費用は実費徴収による（公立保育所においては、1,500円）ものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑦ 給食提供について

（認可基準条例第16条・17条、取扱要綱第8条）

- ▶ 食事の提供にあたっては施設内で調理する方法（当該保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の施設等の調理室において調理する方法を含む）により行わなければならない。
- ▶ 食事の提供のあたっては、その献立は、可能な限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。
- ▶ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- ▶ さらに、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑧ 児童の健康管理について

（認可基準条例第18条、取扱要綱第6条）

- ▶ 本市の小規模保育事業所等の利用乳幼児の健康診断については、原則として連携施設の健康診断と合同で行うものとする。
- ▶ 本市の小規模保育事業所等においては、入所時の健康診断は、入園前に行うものとし、定期の健康診断は原則6か月に1回行うものとする。ただし、4月から6月のプールの実施前まで行う定期の健康診断は、プール前健康診断として全ての児童が受診できるよう努めるものとする。
※その間に健診を1回も受けられなかった児童についても、日頃の保育を通じ、特にプールに入ることに問題がないと判断される場合は、原則プール可となる。プールのためだけに嘱託医のクリニックに行って健診を受けさせることや、施設での健診を受けさせることは不要。
- ▶ 本市の小規模保育事業所等においては、歯科検診を年1回実施するものとし、原則として連携施設の歯科検診と合同で行うものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

- ▶ 本市の小規模保育事業所等にあっては、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、嘱託医に報告をし、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとする。また、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。
 - ▶ 本市の小規模保育事業所等にあっては、投薬は原則行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。
 - ▶ 乳幼児突然死症候群の予防のため、必要な措置を講じる。
 - ア 入所時の面接の際に、危険因子（養育者の喫煙、うつぶせ寝等）の有無について確認し、子どもの状況を把握する。人工乳（ミルク）はリスクが高い。
 - イ 保育室には、職員が必ず在室する。
 - ウ あおむけに寝かせ呼吸状態を定期的にチェックする。
 - エ 敷布団は固め、掛け物は顔にかかるないようにし、掛けすぎ、温めすぎに注意する。
 - オ 異常発見時は、速やかに蘇生を行う（職員全員が心肺蘇生術を身に付けておく。）。
 - カ 睡眠時に寝返りをした場合は睡眠の妨とならないよう仰向けにする。
- ※健康管理マニュアルを併せてご参考の上、ご対応ください。**

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑨ 苦情への対応等について

（認可基準条例第22条、運営基準条例第30条）

- ▶ 本市の小規模保育事業所等にあっては、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- ▶ さらに、苦情に関して、市が行う報告の提出命令や設備等の検査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ▶ 加えて、市から求めがあった場合には、その改善内容を報告するものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑩ 事故の防止と発生時の対応について

（認可基準条例第24条、運営基準条例第32条、取扱要綱第11条）

- ▶ **事故対応や事故防止のための指針整備、事故報告とその改善策の周知徹底体制整備、事故防止のための委員会開催と職員研修の実施**などの事故防止のための措置を講じるものとする。
- ▶ 事故が発生した場合には、**速やかに家族に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、医療機関へ受診となつた場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについては、市へも連絡及び報告を行う**ものとする。

川崎市の小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

川崎市への連絡・報告の基準	<ul style="list-style-type: none">医療機関に受診した場合は、軽微なもので1回限りの受診であっても事故報告書の提出が必要です置き去り、抜け出し、見失い、誤食等についても、川崎市へ電話で連絡の上、事故報告書の提出が必要です事故の検証が完了次第、速やかに事故報告書を提出してください事故の状況によっては、各区保育総合支援担当と保育第2課が現場に訪問をして、状況の確認や検証等をさせていただく場合があります	
	定義	運用
重大事故 ※国の様式で提出していただく場合がありますので、まずは川崎市へご連絡ください	<ul style="list-style-type: none">死亡事故治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）	<ul style="list-style-type: none">重大事故の定義に該当する場合は、速やかに川崎市へ電話で報告してください今後の対応(報告様式の指定等含む具体的な対応)について、川崎市からの指示がありますので従ってください
通常事案・その他 ※市または事業者独自の様式で報告 ※市の様式を使用する場合はホームページから最新の様式をダウンロードしてください	<ul style="list-style-type: none">通常事案：重大事故の定義に該当しない受診事案その他：置き去り、抜け出し、見失い、誤食等に該当する事案	<ul style="list-style-type: none">通常事案は、原則として電話連絡は不要です。 ※その他事案については、必ず市へご一報ください。受診が完了し、事故の検証が完了次第、事故報告書(様式は任意)を提出してください例外的に救急搬送やクレームに繋がる可能性のある事案等、川崎市と情報共有が必要だと判断する場合は、速やかに電話で報告してください

第1部
川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

川崎市の小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

川崎市への連絡・報告の基準	<ul style="list-style-type: none">医療機関に受診した場合は、軽微なもので1回限りの受診であっても事故報告書の提出が必要です置き去り、抜け出し、見失い、誤食等についても、川崎市へ電話で連絡の上、事故報告書の提出が必要です事故の検証が完了次第、速やかに事故報告書を提出してください事故の状況によっては、各区保育総合支援担当と保育第2課が現場に訪問をして、状況の確認や検証等をさせていただく場合があります	
	定義	運用
重大事故 ※国の様式で提出していただく場合がありますので、まずは川崎市へご連絡ください	<ul style="list-style-type: none">死亡事故治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）	<ul style="list-style-type: none">重大事故の定義に該当する場合は、速やかに川崎市へ電話で報告してください今後の対応(報告様式の指定等含む具体的な対応)について、川崎市からの指示がありますので従ってください
通常事案・その他 ※市または事業者独自の様式で報告 ※市の様式を使用する場合はホームページから最新の様式をダウンロードしてください	<ul style="list-style-type: none">通常事案：重大事故の定義に該当しない受診事案その他：置き去り、抜け出し、見失い、誤食等に該当する事案	<ul style="list-style-type: none">通常事案は、原則として電話連絡は不要です。 ※その他事案については、必ず市へご一報ください。受診が完了し、事故の検証が完了次第、事故報告書(様式は任意)を提出してください例外的に救急搬送やクレームに繋がる可能性のある事案等、川崎市と情報共有が必要だと判断する場合は、速やかに電話で報告してください

第1部
川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑪ 安全計画の策定等について

- ▶ 安全に関する事項についての計画（以下、「安全計画」という。）は、認可基準条例第23条の2に、その策定が規定されたもので、詳細は次のとおりです。

- ・児童の安全を図るため、設備の点検、職員・児童等に対する施設外での活動・取組等を含めた日常生活における安全に関する指導、職員の研修、訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項について計画し、当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・職員に対し、当該計画を周知するとともに、研修・訓練を定期的に実施すること。
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- ・定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑫ 運営規程と重要事項説明について

- ▶ 運営規程は、新制度において、従来の管理規程に代わるものとして、認可基準条例第19条及び運営基準条例第46条に、その策定が規定されたものです。また、重要事項説明についても、新制度の下、運営基準条例第38条に基づき、保育の提供の開始に際して、あらかじめ、利用者に行っておくことが規定されたものです。
- ▶ 本市の小規模保育事業所等における運営規程に策定においては、別紙雛形を参考に、規程を策定するものとする。
- ▶ 重要事項の説明は、文書を交付して説明を行うものとし、保護者の同意を要するものとする。
- ▶ 本市の小規模保育事業所等における重要事項説明書の作成においては、運営規程同様、別紙雛形を参考に、説明書を作成するものとする。

第1部
川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑬ 上乗せ徴収・実費徴収の取扱いについて

（運営基準条例第43条）

- ▶ 上乗せ徴収については、市が定める最低基準及び上乗せ基準を超えて、さらに保育の質の向上を図るため、特に必要と認められる対価であって、公定価格及び市の加算）額をもってもなお不足額がある場合に、例外的に認められるものとするが、その場合も、市への事前協議による承認を要するものとする。
- ▶ 実費徴収については、保育を提供する上で、便宜的に要する費用のうち、日用品、文房具その他の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用など、保育所の利用において通常必要とされる費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものを行うことができるものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

- ▶ 上乗せ徴収・実費徴収を行った場合は、当該費用に係る領収証を保護者に交付するものとする。
- ▶ 上乗せ徴収・実費徴収を求める場合は、あらかじめ、当該費用の額と使途並びに支払を求める理由を、書面によって明らかにするとともに、保護者に説明をし、文書による同意を得るものとする。ただし、実費徴収に係る同意については、文書によることは要しないものとする。
- ▶ 上乗せ徴収・実費徴収の費用を保護者の選択によらずに一律に徴収しようとする場合には、保護者の様々な経済的状況に配慮した額に設定してください。

第1部
川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

川崎市の小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑯ 会計及び経理処理について

（運営基準条例第33条、取扱要綱第16条）

- ▶ 条例に規定する区分経理のほか、施設ごとに独立した区分を設け、市の会計年度と合致させた予算書、収支計算書又は損益計算書、その明細書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表を作成するものとする。
- ▶ 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、当該区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。
- ▶ 上記の財務関係書類の提出は、当該区分に係る予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の当該区分に係る財務関係書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書及び小規模保育事業所等を経営する事業に係る現況報告書の提出と併せて行うものとする。

川崎市的小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の認可・運営基準について

⑯ 給付費等の通知について

（運営基準条例第14条）

- ▶ 給付費等は、本来、利用者への個人給付によるものであるが、法定代理受領により、給付費等の支給を受けた各事業所の設置者は、利用者に対し給付費等の通知をしなければならない。

第1部
川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について